

建技第 146 号
平成 17 年 5 月 17 日

静岡県建設業協会長 様
本庁関係事業室長及び関係出先機関の長 様

静岡県土木部長

工事における ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて

工事の品質確保と事業実施の一層の効率化を図る観点から、ISO9001 認証を取得している請負者の品質マネジメントシステム（下記において単に「品質マネジメントシステム」という。）を活用した工事における監督業務等の取扱いについて下記のとおり定めたとの通知します。

記

1 対象工事

この取扱いの対象工事は、静岡県土木部所管の発注予定金額が 500 万円以上の工事（低入札価格調査制度に係る調査対象工事を除く。）を対象にする。

2 ISO9001 認証等

（1）ISO9001 認証

この通知において、「ISO9001 認証」とは、JISQ9001:2000(ISO9001:2000)又はこれらと一致する規格に基づく認証で、財団法人日本適合性認定協会（JAB）又は国際認定機関フォーラム（IAF）における国際相互認証協定（MLA）を締結している認定機関が認定した審査登録機関が行うものをいう。

（2）認証取得者

この通知において、「認証取得」とは、次の 又は のいずれかに該当する者をいう。

ISO9001 認証を取得している請負者

その工事の実際の施工を担当する内部組織が ISO9001 認証を取得している請負者（当該内部組織が複数ある場合にあっては、当該複数の内部組織が認証範囲に含まれ、又はそれぞれ認証を取得しているものに限る。）

3 入札説明書等における記載

（1）この取扱いに関し、一般競争入札、制限付一般競争入札にあっては入札説明書の「そ

の他」に、公募型指名競争入札にあっては公募(標準入札揭示)の「その他」に、指名競争入札にあっては指名通知書の「その他」に次に掲げる事項を記載するものとする。

本工事は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事であること。

請負者は、 の取扱いの適用を希望する時は、事務所長又は局長に対し、工事請負契約締結日から 14 日以内に 4(1) から までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができること。

事務所長は、 の申請があった場合において、 の取扱いの適用が適当と認めるときは、申請日から 14 日以内に承認し、その旨を申請者に通知すること。

事務所長は、 の申請があった場合において、 の取扱いの適用が適当でないと認めるときは、申請日から 14 日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知すること。

(2) (1) の記載は、別表 1 の記載例によるものとする。

4 申請、承認等

(1) 申請

この取扱いを受けようとする認証取得者は、事務所長又は局長に対し、工事請負契約の締結の日から 14 日以内に、次に掲げる書類を提出して申請するものとする。及び に掲げる書類については、 に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

申請書(別記様式 1)

ISO9001 認証の取得に係る登録証の写し

ISO9001 認証の審査に係る次の書類

イ 直近の審査報告書(初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。)の写し

ロ イの審査に係る合否判定結果の写し

申請に係る工事(において「申請工事」という。)を担当する内部組織が ISO9001 認証を取得している場合にあつては、その旨を示す書類

ISO9001 認証の範囲が、工事の内容に一致していることを示す書類

申請者が申請日の前年度及び前々年度に事務所又は管理局の所掌する工事(申請工事が土木工事の場合にあっては土木工事に限る。並びに(2)において同じ。)を完成し、その成績評定を受けている場合においては、全ての工事成績評定通知書(「土木工事成績評価通知規定」(平成 15 年 3 月 20 日付け建指 219 号)の様式 3「完成検査合格通知書」又は様式 18「工事成績評定通知書」をいう。において同じ。)の写し

の成績評定を受けていない場合において、ISO9001 認証の取得以降に事務所又は管理局の所掌する工事の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の工事

成績評定通知書の写し（平成 14 年度以前の工事は対象としない）

(2) 承認の通知

事務所長又は管理局長は、(1)の申請があった場合において、次に掲げる事項を確認の上、この取扱いを行うことが適当と認めるときは、申請日から 14 日以内に承認し、別記様式 2 によりその旨を申請者に通知するものとする。

(1) により提出すべきすべての書類が提出されており、かつ、その内容が適正であること。

申請日の前年度及び前々年度に事務所又は管理局の所掌する工事を完成し、その成績評定を受けている場合においては、その評定合計(「土木工事成績評価通知規定」(平成 15 年 3 月 20 日付け建指 219 号)の様式 3「完成検査合格通知書」又は様式 18「工事成績評定通知書」に規定する評定点合計をいう。において同じ。)の平均点が 75 点以上であり、かつ、次のイに該当すること。

イ 評定点合計が 65 点未満である工事が無いこと。

の成績評定を受けていない場合においては、ISO9001 認証の取得以降における直近の成績評定の評定点合計が 75 点以上であること。

(3) 不承認の通知

事務所長又は管理局長は、(1)の申請があった場合において、この取扱いを行うことが適当でないとして認めるときは、申請日から 14 日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(4) 認証の取消しの申出

(2)の承認を受けた請負者は、ISO9001 認証が取り消され、又はその維持が困難とも見込まれるときは、速やかに監督職員に申し出るものとする。

5 品質計画書の提出等

(1) 品質計画書の作成及び提出

4(2)の承認の通知を受けた請負者は、工事に係る品質計画書を作成し、工事の着手前に監督職員に提出するものとする。この場合において、工事の施工を請負者の複数の組織が担当し、かつ、当該複数の組織ごとに ISO9001 認証を取得しているときは、当該複数の組織ごとに品質計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 品質計画書及び施工計画書の取扱い

品質計画書及び土木共通仕様書 1 - 1 - 5 第 1 項に定める施工計画書は、統合して作成することができる。又、両者をそれぞれ作成する場合において、その記載事項に重複が生じるときは、その一方の記載において他方の記載を参照すべき旨を記載して作成してもよいものとする。

6 共同企業体の場合の取扱い

- (1) 請負者が共同企業体である場合における認証取得者
請負者が共同企業体である場合における認証取得者とは、すべての構成員が認証取得者である共同企業体をいう。
- (2) 請負者が共同企業体である場合における申請、承認等
共同企業体が行う 4 (1) の申請、 4 (4) の申出及び 5 (1) の品質計画書の提出は、その代表者が行うものとする。
- (3) 請負者が共同企業体である場合における評定点合計に係る確認事項の取扱い
4 (2) 及び に掲げる事項は、すべての構成員について確認するものとする。
- (4) 請負者が共同企業体である場合における品質計画書の作成及び提出
5 (1) の品質計画書の作成は、 4 (2) の承認の通知を受けた請負者が共同企業体であるときは、次の から までに掲げる場合についてそれぞれ から までに掲げる品質マネジメントシステムをもって当該共同企業体の品質マネジメントシステムとみなして、行うものとする。
甲型特定建設工事共同企業体 代表者の品質マネジメントシステム
乙型特定建設工事共同企業体及び乙型経常建設共同企業体 すべての構成員の品質マネジメントシステム
甲型経常建設共同企業体 出資比率が最大の構成員の品質マネジメントシステム
- (5) 共同企業体の品質計画書への特記事項
共同企業体にあたっては、各構成員の施工上の役割分担その他必要な事項を品質計画書に記載するものとする。

7 品質マネジメントを活用した監督業務

- (1) 請負者作成の検査記録の確認による代替等
土木工事監督技術基準（昭和 60 年 4 月 1 日 訓令乙第 4 号）第 2 章「材料」に規定する「確認方法」にあつては全材料を審査・立会いとなっているが、請負者が作成した検査記録を確認することをもって代えるものとする。
土木工事監督技術基準に規定する「確認方法」のうち審査、立会いについては、できる限り請負者が作成した検査記録を確認することをもって代えるものとする。
別表 2 の中欄に掲げる監督項目に関する土木工事監督技術基準に規定する「確認方法（段階確認）」については、原則として、それぞれ別表 2 の右欄に掲げるところによるものとする。この場合において確認したときは、監督職員は、請負者に段階確認書を通知するものとする。
- (2) 低入札価格調査制度に係る調査対象工事の場合の取扱い
(1) にかかわらず、低入札価格調査制度に係る調査対象工事については、通常の段階確認を実施するものとする。
- (3) この取扱いを希望しない場合の取扱い

請負者は、(1)の場合において、一部の工事の種別についてこの取扱いを希望しないときは、監督職員の承諾を得て、通常の立会い及び通常の段階確認を選択できるものとする。

(4) 工事施工状況の把握の実施

工事の適切な施工の確保及び請負者による検査記録の適切な作成のため、土木工事監督技術基準の確認事項に規定する「施工状況の把握」については、引き続き適宜行うものとする。

8 請負者の品質マネジメントシステムの運用状況の把握

監督職員は、次に掲げるところに従い、請負者の工事現場における品質マネジメントシステムの運用状況を把握するための調査を行うものとする。

請負者の品質マネジメントシステムの把握(工事着手前並びに品質計画書及び施工計画書の内容の変更時)

請負者の品質マネジメントシステムの運用状況の把握(工事施工中)

適宜請負者の品質記録から次のイ及びロに掲げる事項を抽出して確認することにより品質マネジメントシステムの運用状況を把握すること。この場合において、イ及びロにおいて不適合に関する記録があれば、不適合の管理記録及び是正処置記録の内容を把握するものとする。

イ 請負者の品質記録の把握

請負者の品質記録に基づき、次に掲げる事項が品質計画どおり確実に実施されていること及び不適合があった場合に、必要な指示がなされ、適切な是正処置が実施されていることを把握すること。

(イ) 請負者による検査(段階確認に関する検査、出来形及び品質の管理のための検査並びに写真管理の状況の検査をいう。)

(ロ) トレーサビリティの記録の作成

(ハ) 検査及び試験装置の管理記録の作成

ロ 内部監査の実施の把握

内部監査(6月に1度程度(工期が6月以内の場合にあっては、工期内において1度以上)実施されるものに限る。)が適正に実施されているかどうかを把握すること。

9 立会、確認及び把握の程度

7(1)及び(4)並びに8に基づき行う立会、確認及び把握の程度の合計はこの取扱いを受けなかったとすれば要していた立会、確認及び把握の程度の合計以下となるよう適切な時期に実施するものとする。

10 検査時の提出書類の様式

7(1) から までにより監督業務を請負者が作成した検査記録を確認することにより代替するときは、請負者が検査時に検査職員に提出する品質管理及び出来形管理に関する書類は、記載漏れがない場合に限り、監督職員の承諾を得て、所定の様式によらず請負者の検査記録の様式により提出してもよいものとする。

1 1 本通知に定める取り扱いの中止

(1) 事務所長又は局長は、次に掲げる場合においては、この取扱いを中止し、通常の監督業務を実施するものとする。

4(4)の規定に定める申し出があったとき。

別表2の右欄に定める請負者の検査記録の確認及び8の品質マネジメントシステムの運用状況の把握を行った結果、不適合が多いと認められたとき。

(2) 事務所長又は局長は、(1) によりこの取扱いを中止することとしたときは、速やかに、請負者にその旨を別記様式3により通知するものとする。

1 2 適用

この取扱いは、平成17年6月1日以降に公告する一般競争入札、制限付一般競争入札、同日以降に技術資料収集に係る掲示を行う公募型指名競争入札、指名通知を行う指名競争入札から適用するものとする。

別表1（3関係）

- 本工事は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。但し、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
- 落札者は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望する時は、○ ○事務所長（○ ○局長）に対し、工事請負契約締結日から 14 日以内に次の から までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができる。ただし、及び に掲げる書類については、 に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。
- ISO9001 認証の取得に係る登録証の写し
- ISO9001 の審査に係る次の書類
- イ 直近の審査報告書(初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。)の写し
- ロ イの審査に係る合否判定結果の写し
- 本工事を担当する内部組織が ISO9001 認証を取得している場合にあっては、その旨を示す書類
- ISO9001 認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類
- 申請日の前年度及び前々年度に事務所又は管理局の所掌する工事(土木工事に限る)を完成し、その成績評定を受けている場合においては、全ての工事成績評定通知書の写しの成績評定を受けていない場合において、ISO9001 認証の取得以降に事務所又は管理局の所掌する工事(土木工事に限る。)の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の工事成績評定通知書の写し
- ○事務所長又は○ ○局長は、この取扱いの適用が適当と認めるときは、申請日から 14 日以内に承認し、その旨を申請者に通知する。
- ○事務所長又は○ ○局長は、この取扱いの適用が適当でないと認めるときは、申請日から 14 日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知する。

別表 2 (7 関係)

	監督項目	段階確認
	土質の変化、切盛土の出来形に関する項目	土質の変化や切盛りの出来形に関する項目については通常の間階確認を実施すること。
	掘削長さ、支持地盤等設計変更に関する項目	通常の間階確認を実施すること。
	事前に試験矢板又は試験杭の施工を伴う項目	通常の間階確認を実施すること。但し、試験矢板又は試験杭の施工以降の矢板及び杭の施工については、適当な時期に請負者の検査記録の一部を抽出して確認すること。
	段階確認一覧の「確認の程度」の欄において「1 回 / 1 工事」、「1 回 / 1 構造物」等と定められている項目	適当な時期に請負者の検査記録を確認すること。
	鉄筋組立てに関する項目	段階確認一覧に定める「確認の程度」の半分の頻度で通常の間階確認を実施すること。
	その他の項目	適当な時期に請負者の検査記録の一部を抽出して確認すること。

別記様式 1 (4 関係)

ISO9001 認証取得活用監督業務等申請書	
	平成 年 月 日
〇〇事務所長 (〇〇局長) 様	
	住所 商号又は名称 代表者氏名
<p>〇〇〇〇建設工事について、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いを受けたく、下記のとおり申請します。</p>	
記	
1	落札日 平成 年 月 日
2	添付書類
	ISO9001 認証の取得に係る登録証の写し
	ISO9001 の審査に係る直近の審査報告書の写し及び合否判定結果の写し
(工事を担当する内部組織が ISO9001 認証を取得していることを示す書類)
(ISO9001 認証の範囲が、工事の内容に一致していることを示す書類)
	平成 年度及び平成 年度に完成した土木工事の工事成績評定通知書の写し
[ISO9001 認証の取得以降における直近の工事成績評定通知書の写し]

別記様式 2 (4 関係)

ISO9001 認証取得活用監督業務等承認通知書	
	番号 平成 年 月 日
住所	
商号又は名称	
代表者氏名	
	〇〇事務所長 (〇〇局長)
<p>平成 年 月 日付けで申請のあった〇〇〇〇建設工事に関する ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いについては、承認します。</p>	

別記様式 3 (1 1 関係)

ISO9001 認証取得活用監督業務等中止通知書

番号

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

〇〇事務所長 (〇〇局長)

先に、平成 年 月 日付け 第 号をもって〇〇〇〇建設工事に関する ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いを承認しましたが、この度、その取扱いを中止することとしたので、通知します。